

評価項目	評価結果	備考（実績等）
<p>I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価</p> <p>1 契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価</p> <p>2 契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価</p> <p>3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価</p>	<p>II-1. 組織の編成及び運営 (項目別評価p34 評価理由) ・監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統制について、適切に取り組んでいる。</p> <p>II-2. 事業費及び一般管理費の効率化 (項目別評価p35 評価理由) ・調達案件については、随意契約見直し計画に基づき、20年1月以降、国の少額随意契約基準と同等の基準で一般競争契約の範囲拡大を実施した。</p> <p>II-1. 組織の編成及び運営 (項目別評価p34 評価理由) ・新たに随意契約見直しタスクフォース、国際課題対応事業準備室、理科教育支援センター等を創設するなど、新規事業や重点事業に早期に取り組むため、適時柔軟な組織編制を行い、業務の効果的な実施に努めた。 ・監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統制について、適切に取り組んでいる。</p> <p>II-2. 事業費及び一般管理費の効率化 (項目別評価p35 評価理由) ・一般競争入札等の割合が昨年度より増加しており、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について適切に行われている。</p> <p>II-1. 組織の編成及び運営 (項目別評価p34 評価理由) ・新たに随意契約見直しタスクフォース、国際課題対応事業準備室、理科教育支援センター等を創設するなど、新規事業や重点事業に早期に取り組むため、適時柔軟な組織編制を行い、業務の効果的な実施に努めた。 ・監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統制について、適切に取り組んでいる。</p> <p>II-2. 事業費及び一般管理費の効率化 (項目別評価p35 評価理由) ・調達案件については、随意契約見直し計画に基づき、20年1月以降、国の少額随意契約基準と同等の基準で一般競争契約の範囲拡大を実施した。 ・一般競争入札等の割合が昨年度より増加しており、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について適切に行われている。</p> <p>(項目別評価p35 今後の課題、改善すべき事項) ・引き続き、随意契約見直し計画を着実に実行し、入札及び契約を適切に実施していくことが重要である。</p>	<p>【業務実績概要及び自己評価結果】 (p37 ◆内部統制への取組 ◎規程、体制の整備) ・組織規程、事業実施に関する規定、会計規程等を整備し、業務プロセスの最適化及びマニュアル化を推進</p> <p>【業務実績報告書】(p409) ・平成20年1月1日より、機構における少額随意契約の基準を国と同等の基準に変更</p> <p>【業務実績概要及び自己評価結果】 (p39 ◆契約情報の公表等) ・契約情報に係る公表の基準を国と同水準になるよう見直し</p> <p>【業務実績報告書】(p401) ・平成19年12月に閣議決定された独立行政法人の整理合理化計画に迅速に対応するために、「随意契約の見直し計画」の対応のための体制整備」の経費を支出</p> <p>【業務実績報告書】(p409) ・一般競争入札の拡大に伴う業務量の増大を勘案し、新たに5人の分人契約担当者を新設するとともに少額随意契約のみを扱ってきた全国各地にある84箇所の前渡資金事務所にも一般競争契約を取り扱うことができることとするなど業務を効率化</p> <p>【業務実績概要及び自己評価結果】 (p37 ◆内部統制への取組 ◎監査) ・機構の業務全般を対象として、業務の適正かつ能率的な運営確保すること、会計経理の適正を期することを目的とし、平成19年度は、46箇所の監事監査を実施 ・機構の業務に関し、法令、規程等への準拠、適正な制度のもとで計画的かつ能率的な運営、経済性の確保について48箇所の内部監査を実施 ・監査結果については、理事長に報告書を提出。理事長のリーダーシップに基づき所要の是正措置を実施</p> <p>【業務実績概要及び自己評価結果】 (p39 ◆契約状況) ・平成18年度と比較し、全契約の内、競争性の無い随意契約の占める割合が、件数、金額ともに21%減少</p> <p>【業務実績概要及び自己評価結果】 (p39 ◆契約情報の公表等) ・随意契約によることができることをWeb上で公表 ・随意契約見直し計画をWeb上で公表 ・平成19年3月1日以降の随意契約情報について、Web上で公表 ・契約情報に係る公表の基準を国と同水準になるよう見直し、平成20年1月以降契約分より随意契約だけでなく一般競争入札についてもWeb上で公表</p> <p>【業務実績報告書】(p409) ・平成20年1月1日より、機構における少額随意契約の基準を国と同等の基準に変更</p>
<p>II 個々の契約に係る評価</p>	<p>II-1. 組織の編成及び運営 (項目別評価p34 評価理由) ・新たに随意契約見直しタスクフォース、国際課題対応事業準備室、理科教育支援センター等を創設するなど、新規事業や重点事業に早期に取り組むため、適時柔軟な組織編制を行い、業務の効果的な実施に努めた。 ・監事監査、内部監査、規定・体制の整備、ITの活用・統制について、適切に取り組んでいる。</p> <p>II-2. 事業費及び一般管理費の効率化 (項目別評価p35 評価理由) ・一般競争入札等の割合が昨年度より増加しており、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について適切に行われている。</p>	<p>【業務実績概要及び自己評価結果】 (p37 ◆内部統制への取組 ◎監査) ・機構の業務全般を対象として、業務の適正かつ能率的な運営確保すること、会計経理の適正を期することを目的とし、平成19年度は、46箇所の監事監査を実施 ・機構の業務に関し、法令、規程等への準拠、適正な制度のもとで計画的かつ能率的な運営、経済性の確保について48箇所の内部監査を実施 ・監査結果については、理事長に報告書を提出。理事長のリーダーシップに基づき所要の是正措置を実施</p> <p>【業務実績概要及び自己評価結果】 (p41 ◆機構と関連公益法人との関係及び業務委託の妥当性) ・関連公益法人への業務委託については、その専門的知識、習熟度及び作業の安定性から当該機関に委託することが効率的であることから選定したものである。</p>

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※ 1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※ 2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。